

2017年3月9日

3月定例所長会見における発電所長挨拶内容

- 所長の設楽でございます。
- 福島第一原子力発電所の事故から丸6年が経とうとしております。今なお、福島県の皆さま、新潟県の皆さま、そして広く社会の皆さまに、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、あらためまして心よりお詫び申し上げます。

- 本日、私からは、3点お話しをさせていただきます。

- まず始めに、審査会合における免震重要棟の耐震性に関する説明が不十分であった件についてです。

本件につきましては、当社組織内の情報共有が不十分であったことにより、原子力規制委員会による適合性審査において混乱を招いてしまいました。そして、地域の皆さまを最優先に考え、十分なお説明を尽くす姿勢が欠けていたと言わざるを得ない状況がありました。

地域の皆さまに大変なご心配をおかけし、また、ご不信を招いたことを重ねてお詫び申し上げます。

免震重要棟の耐震性に関する問題につきましては、本日午後の審査会合にて、あらためて原因調査の結果と再発防止対策を報告させていただく予定としております。

免震重要棟は、新潟県中越沖地震に耐えるよう設置したものであり、福島第一原子力発電所の震災時にも現場の司令塔として大変重要な役割を果たしてきており、当発電所においては今後の緊急時対策所として重要な拠点となる施設と考えてまいりました。

運用面としても、有事の際の備えとして、これまでに緊急時を

想定した訓練を何度も繰り返し実施し、習熟と改善を積み重ねてきたところです。

一方で、審査の過程においては、免震重要棟は、新潟県中越沖地震に十分に耐える設備ではあり、被災後および事故発生後の初動対応が迅速かつ容易に確立できるほか、事務本館隣りに設置されていることで緊急時対策所以外の要員との連携が容易であること等、事故対応上のメリットを有するものの、基準地震動に対して新規制基準を満足しないことから、耐震構造である5号機原子炉建屋内に設置する緊急時対策所と併用して活用することを検討してまいりました。

最終的に、先月、これまでの審査会合での議論を踏まえ、新規制基準に合致させることは難しいと判断し、免震重要棟は社内の取り組みとして設置する施設という位置付けにすることをいたしました。

新規制基準上の緊急時対策所とはしませんが、原子力災害時の交代要員の待機場所など、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

- 次に、北陸電力志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応についてです。

本件については、原子力規制委員会から受領した指示文書に基づき、止水措置が必要な貫通部に対する止水措置の計画を策定し、昨日、原子力規制委員会へ報告しております。

既にお知らせした通り、このたびの計画策定の過程において止水措置の対象箇所を精査していたところ、対象箇所の抽出に誤りを確認しました。

これは、調査対象の建屋貫通部の抽出にあたり、調査の実施手順や調査結果の確認手順が不足していたことなどにより、調査対象として抽出できていなかったものや、調査対象外のものを誤って調査対象としていたものです。

これまでの確認結果におきましても、安全機能を有する機器・システムに影響を与える貫通部はないことを確認しておりますが、引き続き、再確認を行い結果を報告してまいります。また、今回のような誤りがあったということを反省し、今後、止水措置を実施していない建屋の貫通部への止水を適切に行ってまいります。

○ 最後に、3.11 所員集会の開催についてです。

当社では、東日本大震災から6年を迎えるにあたり、各事業所において集会等の行事を行うこととしており、当発電所においては、3月11日当日に、所員集会を開催いたします。

この集会は、事故やその後の6年間の取り組みについて振り返り、再生の原点は福島にあることを心に刻む日と位置付け、毎年3月11日に行っているものです。

当日、当発電所では、原則全所員が出社し、震災でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、発災時刻にあわせて黙祷を捧げます。

その後、福島第一原子力発電所より社長の廣瀬、福島復興本社代表の石崎から各事業所の社員に向けてモニター中継による訓示が行われ、当発電所においては、引き続き、私と新潟本社代表の木村が所員へ訓示を行う予定としております。

3月11日という節目の日を、所員全員で共有し、一人一人がこれまでの振る舞いを振り返るとともに、あのような事故を二度と起こしてはならないという強い決意を、改めて胸に刻み込む機会として、発電所の一層の安全性向上につなげてまいりたいと考えております。

○ 本日、私からは以上です。

以 上